

# 「(仮称)函館市暴力団の排除の推進に関する条例」の制定について

## 1 条例制定の背景

全国の暴力団員数は、ここ数年減少傾向にありますが、平成24年末時点において、全国で約63,200人、北海道内で約2,860人、函館市内では約270人の暴力団員が把握されており、市民生活や社会経済活動に介入し、市民や事業者に脅威を与えています。

このような状況において、社会から暴力団を排除し、安全で平穏な市民生活を実現するためには、「社会対暴力団」という構図への転換を進め、行政と市民、事業者が一体となって暴力団排除に取り組む必要がありました。

これらの情勢から、暴力団の活動資金となっている可能性がある公共事業や事業者からの利益の供与などのあらゆる資金源を遮断し、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するため、全国の自治体で暴力団排除を目的とする条例制定が広がり、北海道では、平成23年4月に北海道暴力団の排除の推進に関する条例が施行されました。

北海道の条例では、道や道民、事業者のそれぞれの責務を定めるとともに、暴力団への資金源遮断のため、北海道が発注する公共工事などの事業や事務からの暴力団の排除を規定し、また、北海道の公の施設が暴力団の活用に利用されないように必要な措置を定めたほか、事業者に対して暴力団の威力を利用することや、威力を利用することを目的として利益を供与することを禁止しており、悪質な場合には勧告や公表などの措置を定めています。

こうした流れのなか、本市としても暴力団排除の姿勢を明確に打ち出す必要があると考え、「(仮称)函館市暴力団の排除の推進に関する条例」を制定し、もって市民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すものです。

## 2 条例(素案)の概要

### 条例の目的

- ・暴力団の排除に関し、基本理念を定めます。
- ・市、市民および事業者の責務を明らかにします。
- ・暴力団の排除に関する市の施策の基本となる事項を定めます。
- ・これらのことにより、暴力団の排除を推進し、市民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展を目指します。

#### 《用語解説》

- ☞ 「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法という。」）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。法第2条第2号では、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」と定義しています。
- ☞ 「暴力団の排除」とは、市民生活および事業活動に対する暴力団の介入を防止し、ならびにこれにより市民生活または事業活動に生じた不当な影響を排除することをいいます。

### 基本理念

- ・ 「暴力団を恐れないこと」、「暴力団に対して資金を提供しないこと」、「暴力団を利用しないこと」を基本理念とします。
- ・ 暴力団の排除は、市、市民および事業者、北海道その他の関係機関ならびに関係団体の相互の連携および協力の下に行います。

### 市の責務

- ・ 市は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に関する施策を策定し、これを実施するものとします。
- ・ 市は、施策の実施に当たり、市民および事業者、北海道、北海道警察その他の関係機関ならびに関係団体と密接な連携を図ります。
- ・ 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、北海道または北海道警察に対し、当該情報を提供します。

### 市民および事業者の責務

- ・ 市民は、基本理念にのっとり、相互に連携を図りながら暴力団の排除に自主的に取り組むよう努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとします。
- ・ 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、暴力団を利することとならないよう、暴力団の排除に自主的に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとします。
- ・ 市民および事業者は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、市または北海道警察に対し、当該情報を提供するよう努めるものとします。

## 市の施策

### (1)市の事務等に係る措置

- ・市は、その発注する建設工事その他の市の事務または事業（以下「市の事務等」という。）により暴力団を利することとならないよう、暴力団員等または暴力団関係事業者を市が実施する入札に参加させないこと等の必要な措置を講じます。

#### 〈解説〉

○市が実施する全ての事務または事業により暴力団を利することは許されません。

市が発注する建設工事に係る契約のほか、補助金等を交付する事業など市の全ての事務または事業によって、暴力団を助長したり、暴力団の運営に資することのないよう必要な措置を講ずる必要があります。

必要な措置とは、例示として記入している暴力団員等または暴力団関係事業者を入札に参加させないための入札参加除外措置のほか、それぞれの市の事務等ごとに、暴力団の関与の実態や、その性質上、暴力団の利益となる可能性があるか、暴力団の排除の実効性はあるかなどを勘案した上で、契約する相手方に対し暴力団員等または暴力団関係事業者ではないことを確認したり、その契約に関するすべての契約について、暴力団員等または暴力団関係事業者と契約を行わないよう求めることや、契約後にその相手方が暴力団員等または暴力団関係事業者であることが判明した場合の契約解除権の設定をするなど、暴力団を利することとならないように行う措置をいいます。

その他にも、排除の根拠となる条例、規則、要綱等を個別に整備し排除の基準を明確にすることなども該当します。

#### 《用語解説》

- ☞「暴力団員」とは、法第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。法第2条第6号には、「暴力団の構成員」と定義されています。
- ☞「暴力団員等」とは、暴力団員および暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものをいいます。
- ☞「暴力団関係事業者」とは、暴力団員等により実質的にその経営を支配されている事業者その他暴力団または暴力団員等と密接な関係を有する事業者をいいます。

### (2)公の施設に係る措置

- ・市は、その設置する公の施設が暴力団の活動に利用されることのないよう必要な措置を講じます。

〈解説〉

○「暴力団の活動に利用されない」とは、暴力団の勢力誇示や資金獲得活動の一環として行われる襲名披露，組葬等の義理かけ行事や各種興行等であって、これらの活動に利用されないことをいいます。したがって、別の定めがある場合を除き、暴力団員が個人的に体育館などの施設を利用する場合などは該当しません。

**暴力団の活動に利用される例**

- ・暴力団組長の襲名披露パーティ
- ・暴力団幹部等の出所祝い
- ・暴力団主催による歌謡ショー，格闘技等のイベント
- ・暴力団員らによる慰安旅行の宿泊，宴会
- ・暴力団員らによるスポーツ大会等の行事
- ・暴力団主催による暴対法対策，資金源獲得その他公序良俗に反する会議

《用語解説》

☞「公の施設」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいいます。地方自治法第244条第1項には、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義されており、市民体育館などがこれに当たります。

(3) 市民等に対する支援

- ・市は、市民等が相互に連携を図りながら、暴力団の排除のための活動に自主的に取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行います。

(4) 広報および啓発

- ・市は、市民等の暴力団の排除に関する理解を深めるため、広報および啓発を行います。

(5) 青少年に対する指導等に係る支援

- ・市は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、および暴力団員による犯罪の被害を受けないための指導または助言が市民等により適切になされるよう必要な支援を行います。

### 3 警察署との連携

市が実施する暴力団の排除に関する施策を実施するに当たり必要があると認めるときは、排除対象者に該当するか否かについて、警察署に意見を聴くことや支援の要請ができるように、連携体制の確立を図ります。

### 4 条例施行時期

条例の施行時期は、平成26年5月1日を予定しています。